

# 岐阜県スタートアップ企業支援補助金に関するよくあるご質問

令和3年6月10日

よくあるご質問について、以下のとおり整理いたしました。

## 【補助対象者について】

Q 1. 補助対象者は、「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく認定連携創業支援事業者から推薦を受けた者であること」とありますが、創業塾受講者等に限定されるのでしょうか。

A. 「創業塾」等特定創業支援等事業を利用された方に限定しません。通常業務でのご相談者等も含まれます。

Q 2. 1機関の推薦件数の上限2件は、支店等を含めて2件ということでしょうか。

A. 推薦枠は、支店等を含め、1機関あたり2件までとさせていただきます。

Q 3. 1機関の推薦件数の上限2件を超える補助金応募希望者があった場合、選考はどのようにすればよいのでしょうか。

A. ご希望者が2名以上の場合は、募集要項P10記載の「選考の主な着眼点」をご参照いただき、被推薦者をお選びください。

## 【補助対象事業について】

Q 4. 国、県、市町村の他の類似補助金制度を併用して、申請することはできるでしょうか。

A. 同じ対象事業を申請することはできません。

## 【補助採択者の公表について】

Q 5. 採択された方を公表する際に、推薦機関名も公表されますか。

A. 公表事項は、「事業主体者名」、「事業テーマ名」、「事業計画の概要」とさせていただき、推薦機関名は公表いたしません。